

運航会社及び運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン

(一社)全日本航空事業連合会
ヘリコプター部会 ドクターヘリ分科会

制定 平成 15 年 5 月 22 日

改定 平成 31 年 4 月 18 日

令和 2 年 9 月 24 日

令和 3 年 11 月 18 日

はじめに

本ガイドラインは、平成15年5月22日付「運航会社及び運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン」を改訂したものであり、ドクターヘリ運航会社がドクターヘリを適正かつ安全に運用するとともに、その事業を安定的に遂行するための「運航会社および運航従事者の経験資格等」の指標をまとめたものである。運航会社には、ドクターヘリ事業の社会的な役割を認識し、本ガイドラインに沿って同事業の健全な発展に努めることが期待される。

(1) 運航会社

- ① 有効な航空運送事業免許を有し、ヘリコプターによる航空運送事業に5年以上の実績を持つ運航会社であって、医療搬送業務への参画と航空法第81条第2項「捜索及び救難のための特例」の適用に対応し得る組織と体制を有していること。
- ② 365日、1日8時間運航業務を適切かつ安定的に遂行するのみでなく、医療機関との日常的な連携の維持、視察研修・講習等への取り組みを確保していくために十分な運航要員と体制を確保していること。
- ③ 運航従事者として、(4)の要件を満たす操縦士5名以上、整備士5名以上、運航管理担当者3名以上が在籍していること。
- ④ ドクターヘリ従事者講習会(日本航空医療学会など)の修了証を所持している者が必要数に在籍していること。
- ⑤ 全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会 会員であることが望ましい。

(2) 機材

- ① 高度な医療機器や救急医療品の搭載が可能で、かつ、ヘリコプターの計器等がこれらからの干渉や影響を受けないよう改修されていること。また飛行中の機内において医療行為が可能であること。
- ② 性能特性
 - * 双発エンジンであり、計器航法装置やGPS機器を装備していること。
 - * 操縦士、整備士を除き患者及び医師、看護師等4名以上が搭乗可能なこと。
 - * 十分なキャビンスペースを有し、収容患者に対して使用する医療器材を搭載し、同時に使用可能とすること。
 - * 機内において患者の身体が十分に観察可能で、救急医療に必要な医療機器の搬入および操作が可能であること。
 - * 一般の患者に加え、妊産婦の収容や、保育器等の搬入が可能であること。
 - * 事業遂行に十分な航続距離を有すること。

(3) 必要機数

(2)を満たしたヘリコプターを、1運航地点について運航開始時点に本機1機を所有していること。また、本機の定期点検中には、ドクターヘリ仕様の代替機を配備できること。(突発的不具合に対応する為の機体を含まない。)

(4) 運航従事者

ドクターヘリ事業に従事する者は、有効な免許、資格を有し、かつ、次の要件を満たしていること。

① 操縦士：

- * 1,000 時間以上の機長時間(このうち、500 時間以上はヘリコプター機長であること)。
- * 500 時間以上の実施する運航と類似した運航環境※における飛行時間。
- * 当該型式機による以下の飛行時間。
 - イ. 当該操縦士がドクターヘリの機長として 30 回以上の出動の経験を有する場合
30 時間以上
 - ロ. イ. 以外の場合
50 時間以上
- * 救急医療用ヘリコプター操縦士の乗務要件等に関する改正(平成29年6月19日)により航空局が定めたドクターヘリ操縦士の訓練(任用訓練及び定期訓練)及び能力確認によって、ドクターヘリ運航会社がその適正を判定された者。
 - ※「類似した運航環境」とは、海、山、交通量の多い都会などの地形学的な特徴が類似した運航環境を指す。

② 整備士：5年以上の実務経験と、その内3年以上の確認整備士経験を有する者。

③ 運航管理担当者：運航管理担当者として2年以上の実務経験を有する者又は、同等の知識と技能を有すると認められる者。

(5) 運航時間

安全運航の確保を確実にするため、労働基準法及び関係諸法規、ドクターヘリ運航会社が国土交通省から認可されている運航規程及び整備規程の他、社内規程や労使協定などを勘案し、適切な勤務時間(8 時間を超えないこと)に基づく待機時間に設定する。

(6) 航空保険および搭乗者の保険付保

事故発生時に備え、適正な範囲での航空保険が付保されていること。

(参考値)

- ① 第三者・乗客包括賠償責任保険……………50億円程度
- ② EMS総合保険……………搬送患者:限度額5億円/1件程度
第三者被害見舞金:50万円/1件程度

(7) その他

平成 22 年 11 月 1 日制定「ドクターヘリ運航業務における標準仕様ガイドライン」を廃止し、その他本ガイドラインに定めがない事項に関しては、平成 30 年 3 月「ドクターヘリの安全な運用・運航のための基準」(厚生労働科学研究)を参考とする。

以 上